

令和8年度契約実績の公表(令和8年4月30日現在)

No.	担当部署	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	予定価格 (円)	契約金額 (円)	契約の種別	随意契約 とした理由 (注)
1	管理部	事務系LANシステムに係るネットワーク機器の動作検証及び設定等作業	R8.4.1	日本電気(株)	東京都港区芝5-7-1	9,945,232	8,409,500	随意契約	(2)キ
2	管理部	電気設備保安全管理支援業務	R8.4.10	(株)四電工	東京都港区浜松町1-18-16	4,837,312	4,455,000	随意契約	(2)ケ
3	管理部	端末管理ソリューションのライセンスの購入	R8.4.22	リコージャパン(株)	東京都中央区日本橋2-7-1	10,699,000	9,235,820	一般競争	
4	住基全国センター 企画部	包括職業賠償責任保険	R8.4.1	あいおいニッセイ同和損害 保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	31,000,000	11,040,280	企画競争	(2)ク
5	住基全国センター 企画部	セキュリティ更新プログラム等適用に伴う 動作確認業務	R8.4.8	(株)テイルウインドシステム	東京都立川市緑町3-1	8,280,000	6,128,364	一般競争	
6	住基全国センター 企画部	住基全国サーバ・附票全国サーバ等の次 期機器更改に係る業務アプリケーション改 修(最新モデルウェア対応)業務	R8.4.13	・日本電気(株) ・(株)NTTデータ	・東京都港区芝5-7-1 ・東京都江東区豊洲3-3-3	149,940,780	147,697,660	随意契約	(2)キ
7	住基全国センター 企画部	業務アプリケーションソフト修正プログラム デリバリ用媒体作成等業務	R8.4.13	富士通(株)	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	4,877,631	4,819,430	随意契約	(2)キ
8	住基全国センター 企画部	住民基本台帳ネットワークシステムにおけ る国の行政機関等との接続回線更改に係 る業務	R8.4.20	NTTドコモビジネス(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	2,798,224	2,444,860	随意契約	(2)キ
9	住基全国センター 企画部	住民基本台帳ネットワークシステム及び附 票連携システム全国サーバ等への資源配 付用媒体作成等業務	R8.4.22	日本電気(株)	東京都港区芝5-7-1	4,903,888	4,869,700	随意契約	(2)キ
10	住基全国センター 企画部	生体認証モデルウェア仮想環境向け個別運 用保守業務	R8.4.24	富士通(株)	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	4,686,330	4,163,500	随意契約	(2)キ
11	住基全国センター 企画部	問合せ管理システムの移行支援に係る業 務	R8.4.27	富士通(株)	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	4,125,495	3,999,600	随意契約	(2)キ
12	住基全国センター 企画部	住民基本台帳ネットワークシステムにおけ るネットワーク更改業務	R8.4.30	・NTTドコモビジネス(株) ・(株)JECC	・東京都千代田区大手町2-3-1 ・東京都千代田区丸の内3-4-1	14,400,000,000	14,387,643,600	随意契約	(6)
13	個人番号センター 企画部	公的個人認証サービスシステム運用業務	R8.4.1	(株)日立製作所	東京都千代田区丸の内1-6-6	5,500,000,000	5,462,600,000	随意契約	(2)ケ

No.	担当部署	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	予定価格 (円)	契約金額 (円)	契約の種類	随意契約 とした理由 (注)
-	個人番号センター 企画部	次期個人番号カード対応に伴うシステム (住基・附票システム)の設計に係る業務	R8.1.27	・NTTドコモビジネス(株) ・(株)NTTデータ ・富士通(株)	・東京都千代田区大手町2-3-1 ・東京都江東区豊洲3-3-3 ・神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	4,710,000,000	4,707,450,000 (契約予定金額の 総額) (※1)	随意契約	(2)ケ
-	個人番号センター 企画部	次期個人番号カード対応に伴うシステム (住基・附票システム)の設計に係る 業務					1,296,900,000		
14	個人番号センター 企画部	次期個人番号カード対応に伴うシステム (住基・附票システム)の設計に係る 業務	R8.4.22				3,410,550,000		
15	LGWAN全国センター 企画部	自治体中間サーバー・プラットフォームASP サービスに係る自治体中間サーバー・ソフト ウェア保守業務	R8.4.1	日本電気(株)	東京都港区芝5-7-1	2,200,000,000	2,199,994,500	随意契約	(2)ケ
16	LGWAN全国センター 企画部	自治体中間サーバー・プラットフォームASP サービスに係る自治体中間サーバー・ソフト ウェア改修業務	R8.4.1	日本電気(株)	東京都港区芝5-7-1	418,756,965	412,500,000	随意契約	(2)キ
17	LGWAN全国センター 企画部	地方公共団体組織認証基盤(組織認証局) の新暗号アルゴリズム対応業務	R8.4.23	日本電気(株)	東京都港区芝5-7-1	148,014,460	99,765,600	随意契約	(2)キ
18	ICTイノベーションセン ター 研究開発部	住所地外の自治体が発行する課税証明書 の交付を可能とする証明書交付センターシ ステム等の改修に係る要件定義業務	R8.4.1	・NTTドコモビジネス(株) ・日本電気(株)	東京都千代田区大手町2-3-1 東京都港区芝5-7-1	41,177,510	39,979,500	随意契約	(2)キ
19	ICTイノベーションセン ター 研究開発部	次期個人番号カード対応に伴う証明書交 付センターシステムの改修に関する要件定 義業務	R8.4.7	・NTTドコモビジネス(株) ・日本電気(株)	東京都千代田区大手町2-3-1 東京都港区芝5-7-1	193,862,570	188,826,000	随意契約	(2)キ

(※1)本調達に係る事業については2分割している。

# 令和8年度契約実績の公表(令和8年4月30日現在)

(注) 随意契約によることとした理由

区分	「地方公共団体情報システム機構契約事務の処理に関する取扱細則」に基づく区分																						
(1)	予定価格(貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額)が次に掲げる契約の種類に応じた金額を超えないとき(少額随意契約)。																						
	<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>工事又は製造の請負 … 400万円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>財産の買入れ …… 300万円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>物件の借入れ …… 150万円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>財産の売払い …… 100万円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>物件の貸付け …… 50万円</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>その他 …… 200万円</td> </tr> </table>	ア	工事又は製造の請負 … 400万円	イ	財産の買入れ …… 300万円	ウ	物件の借入れ …… 150万円	エ	財産の売払い …… 100万円	オ	物件の貸付け …… 50万円	カ	その他 …… 200万円										
ア	工事又は製造の請負 … 400万円																						
イ	財産の買入れ …… 300万円																						
ウ	物件の借入れ …… 150万円																						
エ	財産の売払い …… 100万円																						
オ	物件の貸付け …… 50万円																						
カ	その他 …… 200万円																						
(2)	契約の性質又は目的が競争入札に適しない次に掲げる場合																						
	<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>土地又は建物を借り入れるとき。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>機構の行為を秘密にする必要があるとき。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>運送又は保管をさせるとき。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>国又は地方公共団体から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>法令の規定、地方公共団体との取決め、既に締結した他の契約の規定等により、契約の相手方が特定されているとき。</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>特許権等の排他的権利に係る物品等又は役務の調達をする場合において、契約の相手方が特定されているとき。</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>既に調達をした物品等(以下「既調達物品等」という。)又は既に契約を締結した役務(以下「既契約役務」という。)につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約役務に接続して提供を受ける同種の役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>複数の事業者から企画提案や技術提案等を提出させ、その提案内容の優劣により契約の相手方を選定するとき(企画競争方式)。</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなったとき。</td> </tr> <tr> <td>コ</td> <td>公募を行い、申込みのあった要件を満たす全ての者と契約を締結するものであり、契約相手方の選定を許さないとき。</td> </tr> <tr> <td>サ</td> <td>その他理事長が契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認めるとき。</td> </tr> </table>	ア	土地又は建物を借り入れるとき。	イ	機構の行為を秘密にする必要があるとき。	ウ	運送又は保管をさせるとき。	エ	国又は地方公共団体から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。	オ	法令の規定、地方公共団体との取決め、既に締結した他の契約の規定等により、契約の相手方が特定されているとき。	カ	特許権等の排他的権利に係る物品等又は役務の調達をする場合において、契約の相手方が特定されているとき。	キ	既に調達をした物品等(以下「既調達物品等」という。)又は既に契約を締結した役務(以下「既契約役務」という。)につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約役務に接続して提供を受ける同種の役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。	ク	複数の事業者から企画提案や技術提案等を提出させ、その提案内容の優劣により契約の相手方を選定するとき(企画競争方式)。	ケ	公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなったとき。	コ	公募を行い、申込みのあった要件を満たす全ての者と契約を締結するものであり、契約相手方の選定を許さないとき。	サ	その他理事長が契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認めるとき。
ア	土地又は建物を借り入れるとき。																						
イ	機構の行為を秘密にする必要があるとき。																						
ウ	運送又は保管をさせるとき。																						
エ	国又は地方公共団体から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。																						
オ	法令の規定、地方公共団体との取決め、既に締結した他の契約の規定等により、契約の相手方が特定されているとき。																						
カ	特許権等の排他的権利に係る物品等又は役務の調達をする場合において、契約の相手方が特定されているとき。																						
キ	既に調達をした物品等(以下「既調達物品等」という。)又は既に契約を締結した役務(以下「既契約役務」という。)につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約役務に接続して提供を受ける同種の役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。																						
ク	複数の事業者から企画提案や技術提案等を提出させ、その提案内容の優劣により契約の相手方を選定するとき(企画競争方式)。																						
ケ	公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなったとき。																						
コ	公募を行い、申込みのあった要件を満たす全ての者と契約を締結するものであり、契約相手方の選定を許さないとき。																						
サ	その他理事長が契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認めるとき。																						
(3)	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																						
(4)	競争入札に付することが不利と認められるとき。																						
(5)	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。																						
(6)	競争入札に付して入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																						
(7)	落札者が契約を締結しないとき。																						

※少額随意契約は、公表対象外